

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ちょっとした工夫で「転落」を完全阻止
残材排出ホッパーの柵見直し
エコシステムリサイクリング東日本工場

特集Ⅱ

メンタルヘルスケアを上手に進める法 その2
明確な「ルール作り」を
プラネット 代表取締役 根岸勢津子

環境ビジネス最前線

事業所見学会で相互研さん
環境衛生施設維持管理業協会

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2208

2014

4 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21福岡会
江田労務経営事務所

所長 江田博

第170回

認知症の老人が暴れ車いすの取手で介護関係者が胸を強打

■ 災害のあらまし ■

職員Yは、介護付き有料老人ホームのケアマネージャー（計画作成担当）として介護の業務に従事する職員である。

Yは入居者X（認知症）の入浴介助のため、リクライニング式車いすを1人で誘導し大浴場に入ろうとしたところ、突然Xが、不穏状態であったため風呂場に入るのを嫌がり、両手で入口の扉を持って車いすに座ったまま強くバックし、Xが扉に挟まれないようにその手を扉から離そうとしてリクライニング式車いすの取っ手を離したため、車いすの取っ手でYの右胸中心部を強打した。医師の診断を受けたところ、右肋間筋損傷の診断を受け治療を受けたものである。

■ 判断 ■

労災保険給付の原因である災害が第三者の行為などによって生じた場合、労災保険の受給権者である被災労働者に対して、第三者が損害賠償の義務を有している。

このケースに関して、Xの行為が災害の原因ではあるが、Xが要介護3程度の認知症であり、責任能力に欠けることおよびYもXに対し損害賠償請求はしない旨の確約を得たため、「第三者行為災害」の届けをすることなく労災保険の給付を受けた。

■ 解説 ■

【第三者行為災害】

第三者行為災害に該当する場合には、被災者などは第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険に対しても給付請求権を取得することになる。

このため、「労災保険法」では第12条の4（第三者の行為による事故）において、

第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整を次のように定めている。

①被災者等が第三者から先に損害賠償を受けた時は、政府は、その価額の限度で労災給付をしないことができる（「控除」）。

②先に政府が労災保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償権を労災保険給付の価額の限度で取得する（政府が取得した損害賠償請求権を行使することを「求償」という）。

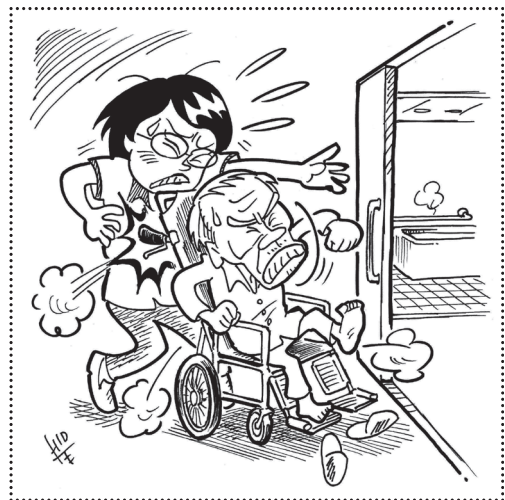
【損害賠償責任】

第三者が被災者などに対して「損害賠償の義務があること」が第三者行為災害の要件となっているが、これは、民法などの規定により、第三者の側に民事的な損害賠償責任が発生した場合をいう。

労災保険は、本来、使用者の無過失責任として補償義務が定められているものを、政府が管掌する保険制度としているものである。一方、労働基準法 84 条 1 項で「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる」としている。

さらに同条 2 項では、「使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる」としている。

この事案は、入居者 X（第三者）が関わっている災害で、第三者行為災害と捉えることも考えられる。「第三者行為災害」とは保険者である国（労働基準監督署長）と被保険者である被災労働者の他に第三者が関わっている災害。交通事故が典型的なもの



だが、飲食店の店員や駅員が客から受ける暴力なども当てはまる。

第三者の加害行為による災害の場合でも、加害者と被害者の間に私的な怨恨関係がなく、災害の原因が業務にあって、業務と災害との間に相当因果関係が認められる場合には、業務起因性があると判断される。

交通事故以外の第三者行為災害の場合には、一般的には労働基準監督署から加害者に全額求償することが多くある。使用者に責任があることは少なく、ほとんどは加害者に全額求償されることとなる。

しかしながら、今回の場合でみると、自分の行為の結果の善悪を判断することのできる能力を持っていれば、入居者 X に対し求償するが、重度の認知症で判断能力に欠けると判断される場合には、責任能力がないとされ、本人に損害賠償請求はできない。

職員 Y の業務である介護は、いつも認知症入居者の入浴や着替えを行う業務であり、災害そのものは本来の業務が持っている危険が具体化したものであり、業務に起因することは明らかである。むしろ、施設の安全配慮義務違反や注意義務違反が問われることのないよう、作業手順の見直しが必要になってくる。